

## ～ 羽曳野市・藤井寺市で広告物等を設置される方へ ～

### ＜平成28年1月4日から、屋外広告物の規制を強化しました＞

大阪府屋外広告物条例を改正し、平成28年1月4日から、羽曳野市・藤井寺市内の広告物規制を強化しました。これは、古市古墳群周辺の景観形成をはかるため行うものです。

規制強化内容は、非自家用広告物・屋上広告物の表示禁止や、大きさ・高さ規制などですが、対象となる区域や基準、および手続きなど、詳細については、各市役所まで御確認下さい。

羽曳野市 都市開発部 都市計画課

TEL:072-958-1111(内線 2573) 誉田 4-1-1

藤井寺市 都市整備部 まちづくり推進課 都市計画担当 TEL:072-939-1111(内線 4116) 岡 1-1-1

このお知らせに関する問い合わせ：大阪府住宅まちづくり部建築指導室 TEL:06-6941-0351(内線 3028)

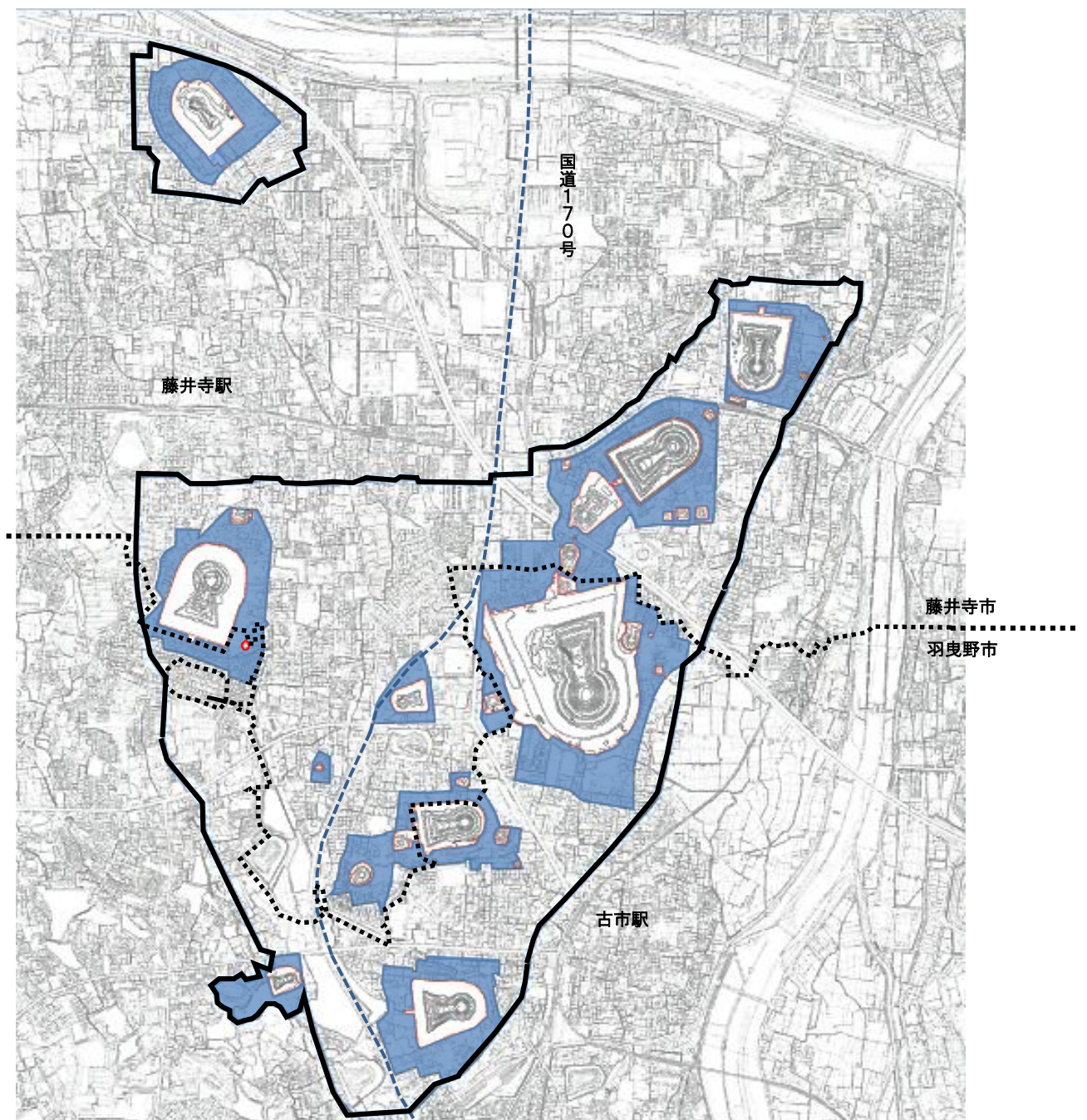
・大阪府改正条例・規則等 掲載ページ

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_kikaku/okugaikoukoku/h28kaisei.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/okugaikoukoku/h28kaisei.html)

#### ●羽曳野市・藤井寺市で、規制を強化する区域の概要

古墳の近傍区域（周辺特別区域 ■）と、その周辺区域（周辺一般区域 ）を指定。

これらについて、用途地域別に（住居系地域、商業系地域の2種類）、新たな規制を加えます。



●羽曳野市・藤井寺市で規制強化する基準の概要

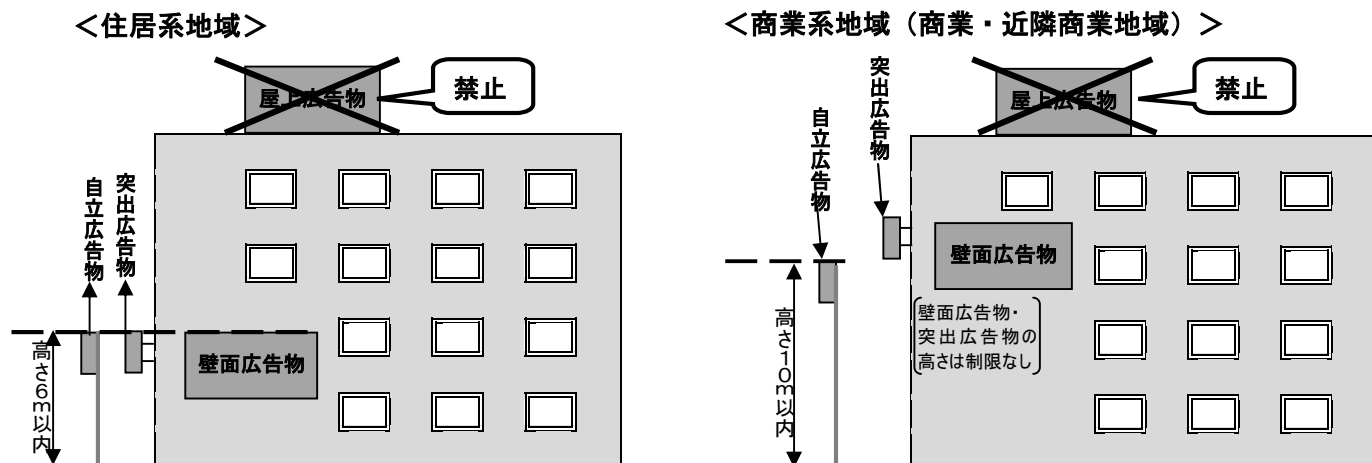
|                                 |   |                                     |  |
|---------------------------------|---|-------------------------------------|--|
| 非<br>自<br>家<br>用<br>廣<br>告<br>物 | ●周辺一般区域・周辺特別区域 共通                             |                                     |  |
|                                 | 屋上広告物<br>壁面・突出広告物<br>自立広告物                    | 掲出禁止                                |  |
| 自<br>家<br>用<br>廣<br>告<br>物      | ●周辺一般区域                                       |                                     |  |
|                                 | 種類  | 用途地域<br>住居系地域<br>商業系地域（商業地域・近隣商業地域） |  |
|                                 | 屋上広告物   | 掲出禁止                                |  |
|                                 | 壁面・<br>突出<br>広告物                              | 大きさ                                 | ◎広告面の面積<br>・取付壁面の1/3以内<br>・1敷地あたり10㎡以内<br>・壁面の高さ・幅以内 |
|                                 |   | 位置                                  | 地上から最上端までの高さ : 6m以内                                  |
|                                 | 自立<br>広告物                                     | 大きさ                                 | ◎広告面の面積<br>・1面の面積5㎡以内<br>・1敷地あたり10㎡以内                |
|                                 |   | 位置                                  | 地上から最上端までの高さ : 6m以内                                  |
|                                 |   | 個数                                  | 地上から最上端までの高さ : 10m以内<br>広告塔は1敷地あたり2個以内               |
|                                 | ●周辺特別区域                                       |                                     |  |
|                                 | 屋上広告物   | 掲出禁止                                |  |
| 壁面・突出<br>広告物                    | 「●周辺一般区域」の基準を満たし、かつ、1敷地あたり広告面の面積7㎡以内（許可手続は不要） |                                     |  |
| 自立広告物                           | （壁面・突出・自立広告物を合わせた広告面の面積）                      |                                     |  |

※1敷地あたり広告面の面積が7㎡以内の自家用広告物も、上記の基準を満たさないものは設置できません。

※この表は大まかな粗い概要です。また、この他、既存の規制がかかる場合もありますので、設置を計画される方は各市役所へ相談下さい。

（条例・規則等の改正意図は、大阪府の都市空間創造室（TEL06-6210-9326）まで。）

（参考）自家用広告物の種類および位置の基準のイメージ



●現在、広告物を設置されている皆様へ

新たな基準に適合しなくなる場合は、「経過措置期間」<sup>注)</sup>の内に対応をお願いします。

（また、条例施行日(平成28年1月4日)までに許可を受けていたものは、「経過措置期間」<sup>注)</sup>内は、「現在の基準に基づく許可」を再度受けることができます。）

なお「経過措置期間」<sup>注)</sup>の後には、今まで許可が不要だった「1敷地あたり広告面の面積が7㎡以内の自家用広告物」も、新たな基準(上表参照)への適合が必要となります。

〔注〕経過措置期間：  
既存の広告物に限り、平成28年1月4日の条例施行後も、今までの基準を適用する期間。  
条例施行日から1年半、堅ろうな広告物は3年間になります。